

太陽光発電設備普及事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の建築物への太陽光発電設備の導入を図り、市域への再生可能エネルギーの普及を促進することによって、もって地球温暖化対策の更なる推進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、太陽光発電設備普及事業者登録制度（以下、「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行う企業をいう。
- (2) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 登録事業者 建築物等への太陽光発電設備設置を行うとともに、太陽光発電設備の普及にも取り組む事業者で、第5条に規定する要件を満たし、本市の登録を受けた事業者をいう。

(登録事業者の役割)

第3条 登録事業者は、本市と連携しながら、太陽光発電設備の普及に関する取組を積極的に行うものとする。

(登録の申請)

第4条 事業者は、次に掲げる様式等の内容を、川崎市太陽光発電推進ポータルサイト「かわさき太陽光広場」（以下、「ポータルサイト」という。）を通じて提出することで、登録の申請を行うものとする。

- (1) 太陽光発電設備普及事業者登録申請書（第1号様式）
- (2) 住宅用太陽光発電メーカーの施工IDを保有していることを証明する書類、または、建築物へ太陽光発電設備を設置した受注実績を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、登録の申請を行う際、川崎市が指定する研修を受講するとともに確認試験を受けなければならない。

(登録要件)

第5条 市長は、前条の登録の申請を行った者（以下、「申請者」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものを登録するものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電メーカーの施工IDの保有すること、または、建築物へ太陽光

発電設備を設置した受注実績があること。

- (2) 本市が取り組む「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」を理解していること。
- (3) 太陽光発電設備に関する知識を有すること。
- (4) 自ら導入に携わった太陽光発電設備に関する設置者からの苦情等に対し、契約の見直し等も含めた迅速かつ適切な対応を行うことを誓約していること。
- (5) 市内において活動を行う事業者であること。
- (6) 法人市民税及び事業所税の滞納がないこと。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (9) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録にふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (10) 上記に関する内容で市長から指導があった場合は速やかに是正することを誓約していること。

- 2 前項第2号の理解度及び第3号の知識の深度は前条第2項の確認試験により行う。登録に必要な確認試験の正答率はそれぞれ9割以上とし、それぞれ受験回数に制限は設けない。

（登録の通知）

第6条 市長は、登録の可否を決定したときは、申請者に対し、太陽光発電設備普及事業者登録結果通知書（第2号様式）により、その結果を通知するものとする。

- 2 市長は、登録を決定した申請者に対し、太陽光発電設備普及事業者登録証（第3号様式）を交付するものとする。

（登録の変更）

第7条 登録事業者は、登録期間内に申請内容に変更があった場合は、太陽光発電設備普及事業者登録変更届出書（第4号様式）をポータルサイトを通じて提出しなければならない。

（登録の有効期間及び更新）

第8条 登録の有効期間は、登録をした日から起算して3年間とし、有効期間の1か月前から更新の申請をすることができる。

- 2 第4条から前条までの規定は、登録の更新について準用する。ただし、登録事業者は太陽光発電設備普及事業者登録更新申請書（第5号様式）をポータルサイトを通じて提出しなければならない。

- 3 登録事業者は、登録の有効期間中であっても更新の申請を行えるものとし、更新後の

有効期間は、登録の更新を決定した日から起算して3年間とする。

(登録の辞退)

第9条 事業者は、第5条に規定する要件を満たさなくなったとき又は登録を継続する意思がないときは、太陽光発電設備普及事業者登録辞退届出書(第6号様式)をポータルサイトを通じて提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が第5条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき、または登録事業者として適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(登録事業者への支援等)

第11条 市長は、登録事業者が行う太陽光発電設備の普及の取組を支援するものとする。

2 市長は、登録事業者に関する情報を市民等にPRすることを目的として公表することができる。

3 市長は、その他、本制度が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な環境整備を行うものとする。

(調査)

第12条 市長は、申請者に対して、第5条の要件を満たすことを確認するため、必要に応じて聴き取り及び現地調査の実施や、書類の提出等を求めることができる。

2 市長は、登録事業者の取組状況等の把握及び確認をするため、必要に応じて聴き取り及び現地調査の実施や、書類の提出等を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が定める。

附則

この要綱は、令和6年1月26日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

太陽光発電設備普及事業者登録申請書

年 月 日

（あて先）川崎市長

所在地
申請者 企業・団体名
代表者氏名

太陽光発電設備普及事業者登録制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請内容

事業者情報	
(ふりがな)	
企業・団体名	
所在地	
(ふりがな)	
代表者職・氏名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
ホームページアドレス	
過去2年の設置・施工実績 (該当するものに○をしてください)	※5件以上実績がある場合、おおよその件数を記入してください(任意)。 0件 ・ 1件-4件 ・ 5件以上(約 件)

2 登録に関する誓約等

申請にあたって、次に掲げるすべての登録要件を満たすことを誓約します。

<要綱第5条第1項関係>

- ① 住宅用太陽光発電メーカーの施工IDの保有すること、または、建築物へ太陽光発電設備を設置した受注実績があること。

- ② 川崎市が取り組む「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」を理解すること。
- ③ 太陽光発電設備に関する知識を有すること。
- ④ 自ら導入に携わった太陽光発電設備に関する設置者からの苦情等に対し、契約の見直し等も含めた迅速かつ適切な対応を行うこと。
- ⑤ 市内において活動を行う事業者・団体等であること。
- ⑥ 法人市民税及び事業所税の滞納がないこと。
- ⑦ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- ⑨ その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録にふさわしくないと市から判断される事由がないこと。
- ⑩ 上記に関する内容で市長から指導があった場合は速やかに是正すること。

※①その事業所に所属する社員が施工 ID 取得を示す書類の写しまたは、建築物へ太陽光発電設備を設置した受注実績を示す書類の写しを添付すること。

※②、③については、別途本市が提供する研修の受講及び確認試験に合格することを要する。

第2号様式（第6条関係）

太陽光発電設備普及事業者登録結果通知書

（申請者）

企業・団体名

代表者職・氏名

川崎市長（市長名）

年 月 日付けで申請のあった太陽光発電設備普及事業者登録について、太陽光発電設備普及事業者登録制度実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり結果を通知します。

審査結果

- 太陽光発電設備普及事業者として登録します。
- 太陽光発電設備普及事業者としての登録を見送ることとします。

（備考）

第3号様式（第6条関係）

太陽光発電設備普及事業者 登録証

登録日：

登録有効期限：

企業・団体名：

太陽光発電設備普及事業者登録制度実施要綱第6条第2項に基づき、登録証を交付します。

川崎市長

第4号様式（第7条関係）

太陽光発電設備普及事業者登録変更届出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

所在地
企業・団体名
代表者氏名

太陽光発電設備普及事業者登録制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録日 年 月 日

2 変更日 年 月 日

3 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

<届出担当者>

企業・団体名

担当者氏名

担当者連絡先

第5号様式（第8条関係）

太陽光発電設備普及事業者登録更新申請書

年 月 日

（あて先）川崎市長

所在地
申請者 企業・団体名
代表者氏名

太陽光発電設備普及事業者制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請
します。

1 申請内容

事業者情報	
(ふりがな)	
企業・団体名	
所在地	
(ふりがな)	
代表者職・氏名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
ホームページアドレス	

2 更新に関する誓約等

□ 申請にあたって、次に掲げるすべての登録要件を満たすことを誓約します。

<要綱第5条第1項関係>

- ① 住宅用太陽光発電メーカーの施工 ID の保有すること、または、建築物へ太陽光発電設備を設置した受注実績があること。
- ② 川崎市が取り組む「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」を理解すること。
- ③ 太陽光発電設備に関する知識を有すること。
- ④ 自ら導入に携わった太陽光発電設備に関する設置者からの苦情等に対し、契約の見直し等も含めた迅速かつ適切な対応を行うこと。
- ⑤ 市内において活動を行う事業者・団体等であること。
- ⑥ 法人市民税及び事業所税の滞納がないこと。
- ⑦ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- ⑨ その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録にふさわしくないと市から判断される事由がないこと。
- ⑩ 上記に関する内容で市長から指導があった場合は速やかに是正すること。

※①その事業所に所属する社員が施工 ID 取得を示す書類の写しまたは、建築物へ太陽光発電設備を設置した受注実績を示す書類の写しを添付すること。

※②、③については、別途本市が提供する研修及び確認試験に合格することを要する。

第6号様式（第9条関係）

太陽光発電設備普及事業者登録辞退届出書

年 月 日

（あて先）川崎市長

所在地

企業・団体名

代表者氏名

登録事業者を辞退したため、太陽光発電設備普及事業者登録制度実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録日 年 月 日

2 辞退日 年 月 日

3 辞退理由

<届出担当者>

企業・団体名

担当者氏名

担当者連絡先